

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成28年度第1回会議	
開催日時	平成28年6月24日（金）午後1時30分から午後3時50分まで	
開催場所	田無庁舎3階 庁議室	
出席者	米田会長、山田委員、石井委員、小藤田委員 （事務局）飯島企画部長、古厩企画政策課長、高橋企画部主幹、 近藤企画政策課主査、神保企画政策課主査 （建築指導準備課） 清水課長、久保田主幹、竹中主幹、 小貫主査、榎戸主査、市川主事 （市民課） 貫井課長、竹川受付係長、阪本保谷庁舎総合窓口係主事、 （市民税課） 田喜知課長、齋藤市民税係長、江澤主査	
議題	1 建築行政の事務移管に係る事務手数料について（諮問） 2 コンビニエンスストア等におけるマルチコピー機による証明書交付に係る事務手数料について（諮問） 3 平成28年度の審議会について 4 その他	
会議資料の名称	資料1 建築基準行政について 資料2 建築行政の事務移管に係る事務手数料原価計算書（総括表） 資料3 建築行政の事務移管に係る事務手数料原価計算書（個票） 資料4 コンビニエンスストア等におけるマルチコピー機による証明書交付に係る事務手数料原価計算書（総括表） 資料5 コンビニエンスストア等におけるマルチコピー機による証明書交付に係る事務手数料原価計算書（個票） 資料6 平成28年度使用料等審議会について 参考資料1 建築基準行政の用語について 参考資料2 総務省パンフレット「個人番号カードを利用して住民票の写し・印鑑登録証明書等をコンビニエンスストア等で取得できるようになります。」 参考資料3 グラフ「コンビニ交付証明原価推移」 参考資料4 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（平成27年度改定版）	
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録	
会議内容		
副市長より諮問		
議題1 建築行政の事務移管に係る事務手数料について（諮問）		
事務局が資料1～3に沿って説明		
資料3は、審査系手数料483件のうち代表的な6件、証明系手数料は全3件を説明		

○委員：

質問が5点ある。

1点目は、建築行政の事務移管により、市民にとってのメリットはあるか。

2点目は、審査系手数料については、広域的な視点から手数料の設定を行った経緯があるとのことだが、資料2によると、八王子市及び立川市は他の特定行政庁とは異なる設定をしているが、その理由は何か。

3点目は、資料3の処理時間について、174ページの長期優良住宅認定申請料（適合証あり戸建）は国から標準処理時間を示されているが、示されていない手数料については、どのように標準処理時間を見込んでいるのか。

4点目は、証明系手数料の3件の手数料設定について、他市は建築行政の事務移管当初から改定することなく、資料2のとおりの手数料設定なのか。

5点目は、証明系手数料のうち「建築計画概要書等の写しの交付」については、原価計算の3,006円並みの2,500円が手数料設定案となっている。発行している市でも、200円から300円の設定であり、東京都が発行していない証明を、他市より高い設定にしてまで当市で発行する理由はなにか。

○事務局：

1点目の建築行政の事務移管によるメリットについては、都市計画や下水道、道路など関連性のある用件が、市民にとってより身近な市役所で一元的に手続きが可能となることが挙げられる。

2点目の審査系手数料については、東京都及び都内全特定行政庁が広域的な視点から手数料の設定を行ったが、八王子市及び立川市は、詳細は不明だが改定をせず手数料を据え置いた経緯がある。

3点目の標準処理時間については、平成27年度から当市の職員を東京都へ派遣するとともに、平成28年度からは東京都の職員を当市に派遣していただいております、その実務経験等から標準処理時間を見込んでいる。

4点目の証明系手数料の3件については、広域的な視点から手数料の設定を行った経緯はなく、事務移管当初からの手数料設定なのかは把握していない。

5点目は、委員ご指摘のとおり、他市と当市の手数料設定案とで乖離がある。他市においては、条例上、当該手数料を個別に位置づけておらず、「その他市長の指定する事項に関する証明」のなかに当該証明を位置付けているため、各市で異なる手数料設定となっている。また、他市においては200円から300円と比較的低廉な手数料であることから、指定した地域全件の証明書の交付を業者から求められるなど対応に苦慮している例もあると聞いていることなどからも、原価計算に準じた手数料設定案とした。

○委員：

審査系手数料の483件については、広域的な視点から手数料の設定を行っていることから東京都や他市の手数料に足並みを揃えた額を手数料案としていることは理解する。一方、証明系手数料のうち、建築計画概要書等の写しの交付については、資料2によると東京都を含め発行していないが、当市が発行する理由はなにか。

○事務局：

建築基準法では、建築計画概要書等の閲覧のみ規定していることから、証明書を発行していない市は、建築基準法に沿った閲覧のみの運用となっている。しかし、東京都においても証明書の発行要望が多く寄せられているため、当市としては、東京都が行っている事務を移管するだけでなく、サービスの向上を図るため写しを交付したい。建築

計画概要書等には、建築主名、敷地面積、延べ床面積及び配置図等が記載されており、閲覧し書き写す場合は無料である。

○委員：

審査系手数料の483件については、原価計算と乖離が少なく、かつ八王子市と立川市を除いた他の特定行政庁と横並びの設定となっている。

証明系手数料の3件のうち、通番484の道路位置指定図の写しの交付、通番485の台帳記載事項証明については、原価計算と手数料設定案に乖離があるが、事務移管前であるため、東京都と同額の設定としている。その点では、審査系手数料の483件と同様に、広域的な観点から手数料を設定していると言える。

しかし、証明系手数料のうち通番486番の建築計画概要書等の写しについては、原価計算に準じた手数料設定案であり、広域的な観点から手数料を設定している他の手数料とは異なる取扱いをしていると言える。

また、原価計算に準じた高い手数料設定案とはいえ、原価計算3,006円に対しては安い設定となっており、その差分は言わば当市の赤字となる。事務局から、その差分については、平成29年度の電子化により原価の削減が見込まれるためという説明があったが、東京都を含め、過半数の特定行政庁では発行していない証明を、赤字を出してまで当市が発行する必要があるのか疑問がある。

事務局の手数料設定案の考え方は行政の内部的には合理的だが、外部に対しても合理的に説明がつくかは別である。単純に事務移管するだけでなく、サービスの向上を図るため、過半数の特定行政庁が実施していない証明を発行するという点は評価するが、手数料設定案に一貫性がないように感じる。

○委員：

居住地を管轄する特定行政庁でしか証明書を取得できないのに、通番486番の建築計画概要書等の写しについては、他の特定行政庁では手数料200円から300円に対し、当市の手数料設定案は突出しており、市民は疑問に感じるのではないかと。

また、建築計画概要書等を閲覧し書き写す場合は無料、写しが必要な場合は手数料がかかるということだが、災害等により滅失したため証明書が必要な場合の取扱いはどうか。

○事務局：

これまでの例から災害時には国から通知が出され、手数料が免除になると思われる。

○委員：

委員のご指摘のとおり、審査系手数料483件と証明系手数料2件については、広域的な観点から手数料を設定しているのに対し、建築計画概要書等の写しの交付手数料は原価計算に準じた設定となっているというご意見にも納得できる。

○委員：

審査系手数料及び証明系手数料の2件と、建築計画概要書等の写しの交付手数料とは、依拠する手数料設定の考え方が異なる。前者は社会政策的な観点から設定しているが、後者は経済合理性から手数料を設定している。

○委員：

審査系手数料については、原価と手数料の乖離は総じて少ないものの、乖離が生じる一因である建築審査会費とはどのようなものか。

○事務局：

建築審査会は、行政、都市計画、建築、経済、法律等の各分野の有識者で構成される

外部組織である。当市では５人程度を予定している。建築審査会に諮るべき案件は、建築基準法により規定されている。

次回までに建築行政の事務移管に係る事務手数料の設定の考え方を整理させていただきたい。

○委員：

答申については、事務局から、次回７月２９日開催の第２回審議会で答申を頂きたいと聞いている。本日、委員の皆様から頂戴したご意見を踏まえ、答申案文については、会長と事務局で調整のうえ、第２回審議会前にあらかじめ皆様に確認いただきたい。

今後の取扱いについては、特定行政庁が保管する台帳の証明や図面等の写しの交付に関する証明系手数料３件は、広域的な視点から手数料の設定を行った経緯はないため、原則に従い、今後も当審議会において審議をする。

なお、技術的審査・検査を伴う審査系手数料４８３件は、東京都及び都内特定行政庁が広域的な視点から手数料の設定を行っている経緯があることから、使用料等審議会条例第２条第２項第３号に規定する「広域的な観点から定める必要のある使用料等で市長が別に定めるもの」に該当するものとして取り扱うこととするが、建築行政の事務移管に伴い、当市で初めて手数料を設定するため今回のみ諮問したということだ。

議題２ コンビニエンスストア等におけるマルチコピー機による証明書交付に係る事務手数料について（諮問）

事務局が資料４、資料５に沿って説明

○委員

他市のコンビニ交付の実施状況はどうか。

○事務局：

三鷹市、町田市、小金井市、日野市、東大和市は実施済である。

コンビニ交付手数料は、三鷹市、小金井市、東大和市は窓口より安く設定、町田市は窓口と同額の設定となっている。日野市は、当市と同様に自動交付機による交付も実施しているが、コンビニ交付は窓口と同額で、自動交付機交付は窓口より安く設定している。

○委員：

資料５の原価計算書で、使用料・賃借料として、コンビニ交付サーバー機器リース料が計上されているが、コンビニ交付を実施する他市と同額なのか。

○事務局：

市役所内に設置するサーバーに要する費用であり、市によってリース料は異なる。

○委員：

各証明で想定件数と使用割合が異なるが、原価計算ではコンビニ交付機器リース料と同機器保守委託料の原価が同額なのはなぜか。

○事務局：

想定件数と使用割合が比例関係にあるため、各証明の１件あたりで見ると同額となっている。

○委員：

コンビニ交付手数料を安く設定することにより、マイナンバーカードを普及させ、コンビニ交付の利用を促進し、窓口負担を軽減するという政策に基づいた手数料設定ということだ。

マイナンバーカード普及率はどのように見込んでいるのか。

○事務局：

市民課では、平成28年度から平成30年度までのマイナンバーカードの交付目標枚数を年間24,000枚と設定している。当市の人口から普及率を計算し、3年間の平均普及率を22.8%と見込んだ。

○委員：

自動交付機により発行している証明については、コンビニ交付が自動交付機交付より高い料金設定とするのは違和感がある。

○委員：

コンビニ交付手数料を安くすることで、窓口からコンビニ交付へ誘導するという政策的な誘導ということだ。

○事務局：

当市は、自動交付機の利用率が高いことから、窓口以外で証明書を取得する土壌はあると考えている。また、自動交付機との並行稼働によりコストもかかるため、将来的には自動交付機を見直す方向である。このため、自動交付機で発行している証明については自動交付機と同額、自動交付機で発行していない証明は窓口と同額に設定し、コンビニ交付へ利用をシフトさせたい。

自動交付機は夜8時まで利用でき、主に駅周辺に7箇所設置していることから利便性は高い。しかし、コンビニ交付は、西東京市内のみならず全国のコンビニで取得することができ、利便性はさらに向上する。

○委員：

長期的に見れば、マイナンバーカードの普及によりコンビニ交付の原価は下がっていく。

○委員：

「使用料・手数等の適正化に関する基本方針」のとおり、事務手数料は100%受益者負担が原則となっている。原価に対して手数料を安く設定することにより、市の財政負担は増えてしまう。

○事務局：

ご指摘のとおり、本来は原価に見合った手数料を頂きたいところであるが、一方で、窓口、自動交付機、コンビニ交付が並行稼働するなか、コンビニ交付手数料を原価計算とおりに設定すると、利用が図られないのではないかと考えている。このため、コンビニ交付手数料については、政策的に誘導する観点から、まずは現行のサービス水準に合せた設定とし、自動交付機で発行する証明については自動交付機交付と同額の200円、窓口のみで発行する証明については窓口と同額の300円としたい。

○委員：

まずは現行のサービス水準に合せた手数料設定とし、将来的な自動交付機の見直しに合わせ、コンビニ交付手数料の見直しを検討すればよいと考える。

○委員：

答申については、事務局から、次回7月29日開催の第2回審議会で答申を頂きたいと聞いている。本日、委員の皆様にご意見をお聞かせいただき、答申案文については、会長と事務局で調整のうえ、第2回審議会前にあらかじめ皆様に確認いただき、答申案文を確定させていただくということによろしいか。

(異議なし)

議題3 平成28年度の審議会について

事務局が資料6に沿って説明

(質疑なし)

議題4 その他

○委員：

その他の議題はあるか。

○事務局：

次回は、建築行政の事務移管にあわせて議論することとなっていた「都市計画に関する証明」及び「道路に関する証明」事務手数料、定期見直し対象となっている施設使用料について議論いただきたい。日程については、7月29日（金）午後を予定している。

○委員：

他になれば、これで平成28年度第1回審議会を終了する。